

○総務省告示第百三号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）の施行に伴い、昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

令和三年三月十九日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

号 出 発	号 出 発
<p>【第 1 略】</p> <p>第 2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>【 1・ 2 略】</p> <p>3 「電気通信回線設備事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第41条第 1 項又は第 3 項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。</p> <p>4 「特定回線非設置事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち他の電気通信事業者の電気通信回線設備を用いて電気通信事業法第41条第 2 項又は第 5 項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。</p> <p>【 5～ 8 略】</p> <p>【第 3～第 5 略】</p> <p>【別表第 1～別表第 4 略】</p>	<p>【第 1 同左】</p> <p>第 2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>【 1・ 2 同左】</p> <p>3 「電気通信回線設備事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第41条第 1 項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。</p> <p>4 「特定回線非設置事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち他の電気通信事業者の電気通信回線設備を用いて電気通信事業法第41条第 2 項又は第 4 項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。</p> <p>【 5～ 8 同左】</p> <p>【第 3～第 5 同左】</p> <p>【別表第 1～別表第 4 同左】</p>
<p>電 報 第 中 心 [ ] の 記 録 法 規 定 第 6 条</p>	

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。